

補正予算に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年一月二十六日

中西健治

参議院議長 山崎正昭殿

補正予算に関する質問主意書

平成二十七年一月九日、政府において平成二十六年度補正予算案が閣議決定された。

しかし、個別の支出項目を検討すると、「特に緊要となった経費の支出」（財政法第二十九条第一号）などの補正予算の要件に該当するか疑わしいものが少なくない。

そこで、以下質問する。

一 補正予算案の支出の内訳について

平成二十六年度補正予算案に計上された支出の内訳として、法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うもの、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費を支出するもの、又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なうもの（財政法第二十九条第一号）それぞれの金額を示された
い。

二 特に緊要となった経費の支出について

補正予算の対象となる「特に緊要となった経費の支出」（財政法第二十九条第一号）と認められるためには、いかなる要件を満たすことが必要か、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

